

別紙リスト

書類名称	様式
独立行政法人都市再生機構との基本協定書	別紙 1-1
独立行政法人都市再生機構との賃貸借契約書	別紙 1-2
賃貸借契約書（標準）「保証金物件用・敷金物件用」	別紙 1-3
賃貸借契約書（事業者が賃貸人の場合）「保証金物件用・敷金物件用」	別紙 1-4
仮移転承諾書	別紙 2-1
府営住宅建替事業仮移転料支払い契約書	別紙 2-2
民間借家契約依頼票	別紙 2-3
特例措置認可登録入力票	別紙 2-4
仮移転料請求書	別紙 3-1
仮移転完了・残置物処分調書	別紙 3-2
仮移転料振込口座申請書	別紙 3-3
府営住宅入居申込書	別紙 4-1
敷金の徴収猶予申請書	別紙 4-2
本移転承諾書（仮住居退去者用）	別紙 5-1
本移転承諾書（苅田住宅退去者用）	別紙 5-2
府営住宅建替事業本移転料支払い契約書（仮住居退去者用）	別紙 5-3
府営住宅建替事業本移転料支払い契約書（苅田住宅退去者用）	別紙 5-4
本移転完了届（仮住居退去者用）	別紙 6-1
本移転料請求書（仮住居退去者用）	別紙 6-2
本移転料請求書（苅田住宅退去者用）	別紙 6-3
本移転完了・残置物処分調書（苅田住宅退去者用）	別紙 6-4
住宅返還届	別紙 6-5
本移転料振込口座申請書	別紙 6-6
入居承認書	別紙 7-1
請書	別紙 7-2
保証金又は敷金返還証明書	別紙 8-1

基本協定書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）（以下「乙」という。）大阪府（以下「丙」という。）は、大阪府営苅田住宅建替に伴う仮移転住宅の確保を目的に、別紙様式を用いて別途、甲乙間で締結する住宅の賃貸借契約に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙が、何らかの事情により、当該賃貸借契約の定めを履行することができない場合は、丙は別添の大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）に基づき、（以下「丁」という。）（以下「戊」という。）（以下「己」という。）（以下「庚」という。）（以下「辛」という。）（以下「壬」という。）に対して、乙の債務及び義務を連帯して負わすものとする。

第2条 丙は、前条の場合において、丁、戊、己、庚、辛、壬のすべての者が、何らかの事情により、当該賃貸借契約の定めを履行することができない場合は、当該賃貸借契約に定める債務及び義務を甲に対して直接負うものとする。

この協定書締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社

乙 大阪府苅田住宅民活プロジェクト入居者移転支援企業

丙 大阪府中央区大手前2丁目
大阪府知事

大阪府営苅田住宅建替に伴う仮移転用住宅賃貸借契約書

賃貸住宅の 表 示	団地名	
	住戸番号	号棟 号室
	所在地	
	構造	
	戸数	戸（造作付き）
	用途	大阪府営苅田住宅建替に伴う仮移転に供するための住宅
賃貸料	月額金	円也
共益費	月額金	円也
貸主	独立行政法人都市再生機構	
借主	大阪府苅田住宅民活プロジェクト入居者移転支援企業	
使用開始可能日	平成	年 月 日
契約締結日	平成	年 月 日

頭書の貸主を甲とし、頭書の借主を乙として、甲乙間に次のとおり住宅の賃貸借に関する契約を締結する。

甲 住 所 大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社

印

乙 住 所 市 町

氏 名

印

(総 則)

第 1 条 甲は、頭書に表示する甲所有の住宅（以下「借上住宅」という。）をこの契約書に記載されている条件で乙に賃貸するものとし、乙は公営住宅法(昭和 26 年法 193 号)その他関係法令等(以下「公営住宅法等」という。)の規定に基づき、借上住宅を大阪府営苅田住宅建替に伴う仮移転住宅として使用する。

2 借上住宅がある賃貸住宅団地（以下「団地」という。）の敷地、外灯、屋上等については、乙は、甲の指示するところに従い、他の住宅の居住者とこれを共用するものとする。

3 甲は、必要があるときは、団地の敷地若しくは屋上に工作物を設置し、又は団地の敷地に造成を加えることができる。

(使用開始可能日)

第 2 条 借上住宅の使用開始可能日（以下「使用開始可能日」という。）は、平成 年 月 日とする。

(契約期間)

第 3 条 この契約の期間（以下「借上期間」という。）は、平成 年 月 日までとする。

2 前項に定めた借上期間満了日の 6 ヶ月前に、甲乙又はその一方からの申し出により、借上期間の延長について協議して、前項に定める借上期間を延長することができる。

(借上期間満了後の取り扱い)

第 4 条 乙は、前条の定めにより借上期間が満了した場合、借上期間満了日までに、借上住宅を空け、これを甲に返還しなければならない。

(家賃)

第 5 条 借上住宅の家賃は、頭書のとおりとする。

(家賃の変更)

第 6 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、家賃の額を変更することができる。

- 一 物価その他経済事情の変動に伴い必要があると甲が認めたとき。
- 二 近傍同種の住宅の家賃との均衡上必要があると甲が認めたとき。
- 三 甲が借上住宅、附帯施設又は団地の敷地に改良を施したとき。

(共益費)

第 7 条 乙は、家賃のほかに、次の各号に掲げる費用（以下「共益費」という。）を毎月負担するものとする。

- 一 借上住宅がある団地内の電気、水道及びガスの使用に伴う諸費用（借上住宅内におけるそれらの使用料を除く。）
- 二 借上住宅の室外のごみの処理に要する費用
- 三 借上住宅の室外の給水施設、汚水処理施設その他の排水施設、遊戯施設その他の雑構築物等の維持又は運用に要する費用

四 借上住宅がある団地内の道路、植樹、芝生等の清掃、消毒及び手入れに要する費用

五 その他借上住宅がある団地内の居住者の共通の利益を図るために、甲が特に必要と認めたものに要する費用

2 前項の共益費の額は、甲が定めるものとし、甲は、物価の変動又は附帯施設若しくは借上住宅の敷地の改良等を理由として、共益費の額を変更することができる。

(家賃等の支払義務)

第 8 条 乙の家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）の支払義務は、第 2 条に定める使用開始可能日から発生するものとする。

2 借上住宅の使用開始可能日の属する月又は第 3 条に定める借上期間満了日の属する月若しくはこの契約が第 15 条ないし第 16 条の規定により解除された日の属する月における乙の賃貸期間が 1 月に満たないときの家賃等は、1 月を 30 日として日割計算した額とし、その日割計算した額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(家賃等の支払期日)

第 9 条 乙は、前条第 2 項に規定する月の家賃等については甲の定める期日までに、甲の定める方法により、その他の月の家賃等については毎月 25 日までに、原則として、甲の指定する金融機関等における口座振替の方法により、甲に支払うものとする。

(遅延利息)

第 10 条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、家賃等の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(借上住宅の使用上の条件)

第 11 条 乙は、借上住宅を使用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第 1 条に定める目的に基づき乙が入居を承認した者（以下「借上住宅入居者」という。）に借上住宅を賃貸するものとし、借上住宅入居者が乙に支払うべき借上住宅の使用料（共益費相当額を含む）やその支払方法その他一切の条件は乙が定めること。

二 借上住宅入居者に対し、第 3 条に定める借上期間満了日をもって甲乙間の借上住宅の賃貸借契約が終了することを条件として賃貸すること。

三 借上住宅入居者に対し、善良な管理者の注意をもって借上住宅を使用させるとともに、共同生活の秩序を維持させること。

四 借上住宅入居者に対し、借上住宅内を含む団地内における小鳥及び魚類以外の動物の飼育を禁ずること。

五 第三号、第四号の定めに関して、借上住宅入居者に対する苦情等が甲又は乙に寄せられた場合は、甲の指示に従って、当該入居者に対する指導を徹底し、その責任において是正を図ること。

六 乙又は借上住宅入居者が、借上住宅内の模様替え若しくは増築その他の工作をしようとする

ときは、甲が定める書面により、乙が甲に当該内容について届け出て、あらかじめ甲の承諾を得ること。

七 借上住宅について、借上住宅入居者が甲に対して行う修理依頼、住環境の良好な維持等団地管理に関する意見の申出は、乙が借上住宅入居者に代わって行うものとし、甲はその結果について必要に応じ、乙に連絡する。但し火災その他事故等緊急の連絡を要する場合、借上住宅入居者は、甲又は甲の業務を受託する者に対して対処を申し入れることができる。

(乙の修理義務)

第 12 条 借上住宅について、次の各号に掲げるものの修理又は取替えは、乙の負担において乙が行うものとする。

- 一 畳
 - 二 障子、ふすま等外回り建具以外の建具及び外回り建具のガラス
 - 三 その他別紙に定める小修理に属するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、借上期間中、借上住宅入居者の退去に伴う修理又は取替えを行うときは、乙の負担において乙が行うものとする。
- 3 乙は、この契約が第 3 条により借上期間が満了又は第 15 条若しくは第 16 条の規定により解除された場合において、借上住宅を甲に返還するときは、第 1 項に掲げるもののうち畳、障子及びふすまを除くものについて修理若しくは取替えを行い、又はその費用を負担しなければならない。

(原状回復義務)

第 13 条 乙は、乙又は借上住宅入居者の責めに帰すべき理由により、借上住宅を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき、又は乙又は借上げ住宅入居者が甲に無断で借上住宅内の原状を変更したときは、前条の規定にかかわらず、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

(甲に対する通知)

第 14 条 乙は、次の各号に定める事項について、甲に通知しなければならない。

- 一 借上住宅入居者(世帯員含む)の氏名及び緊急連絡先
- 二 前号に掲げる内容に変更が生じたときは、その内容
- 三 借上住宅内が著しく汚損し、破損し、又は滅失したときは、その事実

(甲の契約解除権等)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除し、又はこの契約の延長を拒絶することができる。

- 一 家賃等を 3 ヶ月以上滞納したとき。
 - 二 家賃等の支払をししばしば遅延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつその遅延がこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき。
 - 三 第 11 条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
 - 四 その他この契約に違反したとき。
- 2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは直ちに、借上住宅を空け、これを甲に返還しなければならない。

(契約解除等)

第 16 条 乙は、乙が借上住宅について、第 3 条第 1 項に定める借上期間の満了を待たずして、第 1 条に定める用途を廃止するときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、14 日以上の予告期間をもって、甲の定める契約解除届を甲に提出するものとし、この契約解除届に記載された日(以下「契約終了日」という。)をもって、この契約は解除されるものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の規定により、契約を解除した場合、乙は契約終了日までに借上住宅を空け、これを甲に返還しなければならない。

(不法使用による賠償金等)

第 17 条 乙は、第 3 条で定めた借上期間満了日又は前条で定めた借上住宅を甲に返還しないときは、その翌日から起算して返還の日まで(以下この条において「不法使用期間」という。)の家賃等相当額の 1.5 倍の金額を、甲に支払わなければならない。

2 第 12 条及び第 13 条の規定は、乙の不法使用期間中にこれを準用するものとする。

(借上住宅に関する調査)

第 18 条 乙は、甲が借上住宅の管理上、借上住宅に対して調査を求めたときは、これに協力するとともに、借上住宅入居者が当該調査に協力するよう指導するものとする。

(連絡事務窓口)

第 19 条 甲及び乙は、借上住宅の管理に関する連絡事務を行う窓口を、互いに通知するものとする。

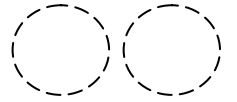
(補 則)

第 20 条 この契約に疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以 上

保証金物件用

賃貸借契約書



貸主 (以下「甲」という。) 借主 (以下「乙」という。) 及び (以下「丙」という。) は、次のとおり下記物件 (以下「物件」という。) の賃貸借等の契約 (以下「この契約」という。) を締結する。

なお、丙は大阪府 (以下「府」という。) と、大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約 (以下「特定事業契約」という。) を締結しており、特定事業契約に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する。

物件の表示	所在地 (住所)	
	名称	
	部屋タイプ	

(契約の目的)

第1条 乙は、物件を、府が特定事業契約に基づき発注・建設する大阪府営苅田住宅の建替住宅 (以下「建替住宅」という。) に入居することが可能となるまでの間、自らの居住の用に供するため使用し、その間、丙が物件の賃料の一部等を負担することにより乙の建替住宅への移転を支援することを目的とする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日 (毎月1日を原則とする) から開始し、平成 年 月 日 (建替住宅の入居開始日をいれる) から1か月以内で、第12条第2項の乙からの契約解除通知により終了する。

ただし、建設工事の遅延等により賃貸借期間を延長する必要があると認められ、丙が期間満了の2か月前までに甲及び乙に通知した場合、甲と乙は、期間満了の翌日から更に6か月間同一の条件をもってこの契約を更新することに同意する。

2 前項の賃貸借期間中に特定事業契約が終了した場合、丙は甲及び乙に通知の上、この契約上の丙の地位をすみやかに府に承継させるものとし、甲及び乙はこれを了承する。

(賃料等)

第3条 物件の賃料は、月額 金 , 円とする。

なお、契約開始日又は終了日が月途中の場合の当該月の賃料は、当該月の日割り計算した額とする。

2 前項の賃料のうち、乙は金 , 円の支払い義務を負い、その余の金 , 円については丙が、免責的に債務を引き受けて支払う。

ただし、建替住宅への入居に伴い物件を退去する月の賃料は、丙が、全額免責的に債務を引き受けて支払う。

3 乙及び丙は、甲の請求により、契約開始月については、請求後30日以内に、それ以降の月については、前月末日 (金融機関の休業日の場合は、次の営業日。) までに、前項に定めるそれぞれの債務額を甲に支払う。

4 この契約において丙の負担する債務は、第2項の丙が免責的に債務を引き受けた額、第4条の保証金及び第6条の仲介手数料に限られ、乙は、これらを除くその余の費用を全て負担する。

5 乙が、第3項に定める期日までに債務額を甲に支払わなかった場合、甲は丙に速やかに報告を行う。

(保証金)

第4条 物件の保証金は、金 , 円とする。

2 丙は、前項の保証金支払債務を免責的に引き受け、甲の請求により、請求後30日以内に甲に支払う。

(保証金の返還)

第5条 甲は、この契約が事由を問わず終了し、乙が物件を明け渡したとき、丙の指定する期限までに、保証金の内、金 , 円(以下「敷き引き」という。)を差し引いた額(以下「保証金返還金」という。) 金 , 円を丙に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する乙の賃料負担額または第10条第3項の損害金について、甲が請求しても乙が支払わない場合、甲はその旨を乙及び丙に通知した上で、保証金返還金からその額を控除することができる。

3 保証金返還金から前項に定める控除がなされた場合、丙は当該控除額を乙に請求し、乙は丙に対しその額を速やかに支払わなければならない。

(仲介手数料)

第6条 乙の負担すべき仲介手数料は、金 , 円とする。

2 乙は、前項の仲介手数料支払債務を免れる。

3 丙は、乙から仲介手数料の債務を免責的に引き受け、 円を仲介業者 の請求により、速やかに仲介業者 に支払う。

(注：丙と仲介業者が同一企業の場合は本項を削除する。)

(保証金返還金と賃料の相殺)

第7条 物件について、競売開始決定(公売における公売公告を含む。)があった場合、競売開始決定以降の丙の甲に対する賃料負担部分の支払債務と甲の負担する保証金返還金の債務は、何らの意思表示を要せず、当然に、毎月の賃料支払期日に対当額で消滅するものとする。

2 前項の規定は、甲が破産手続開始決定、再生手続開始決定又は会社更生手続開始決定を受けた場合について準用する。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は、物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、使用貸借又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、物件に府の承認を得た同居者以外の者を居住させてはならず、甲は府の承諾を得た同居者の居住について同意する。

4 乙は、物件の使用に当たり、1か月以上継続して物件を留守にする場合には、甲及び丙に通知しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止)

第9条 甲は、この契約にあたり知り得た一切の事項を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(善管注意義務及び破損時の費用負担)

第10条 乙は、物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理する。

2 乙の責めによらない損耗により、本物件がその使用に支障を生じたとき及び次の入居者を確保するための化粧直し等をする必要が生じたときは、甲がその修理を行い、甲は、乙及び丙に対し、契約終了時において、修理に関する請求を行わないものとする。

3 前項の損耗を除き、乙が故意又は過失により物件を毀損した場合は、甲と乙は、その箇所・範囲及びその原状回復に代わる損害金の額について協議するものとし、協議が整った場合は、その内容を文書にして交わすものとする。

4 前項の協議が整った場合、乙は、乙の費用負担により原状に復するか、甲に対し損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第11条 甲は、物件の防火、物件の構造の保全その他の物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、物件内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、物件内に立ち入ることができる。
- 4 前項の規定は、丙が、甲の要請で物件内に立ち入る必要が生じた場合において準用する。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は丙が第3条第2項に定める各負担額の支払いを遅れ、各自の滞納額が各自の負担額の2か月分に達したとき。ただし、本条第3項の場合は、乙が第3条第1項の賃料の支払いを遅れ、滞納額が2か月分に達したときとする。

(2) その他この契約に違反したとき。

2 乙は、自己の都合又は第3項の規定による建替住宅への入居が可能となったことにより、この契約を解除する必要がある場合は、解除しようとする日の1か月前までに甲及び丙に通知するか、解除申し入れの日から第3条第1項の1か月分の賃料全額を甲に支払うとともに丙に通知することにより、この契約を解除することができる。

3 丙は、建替住宅への乙の入居可能な日が決定した場合は、入居可能日から1か月の期間内に建替住宅へ入居するよう乙に対し通知を行う。当該期間内に乙がこの契約を解除して物件を明け渡さなかった場合、当該期間経過後は、丙はこの契約上負担する一切の債務を免れ、乙は甲に対し、第3条第1項の賃料全額を支払うとともに、第4条の保証金免除の措置も失効し、保証金の預託義務を負う。乙がこれらの義務を履行できない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(明渡し)

第13条 乙は、この契約が事由を問わず終了したときは、この契約の終了日までに、物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、第10条第2項の損耗を除き、物件を原状に復さなければならない。

(管轄合意)

第14条 甲乙丙は、この契約に係る紛争については、乙の住所地を管轄とする裁判所で行うことに合意する。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙仲介業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市 町



乙 市 町
府 第 宅 第 号



丙 市 町
(支払い担当企業名)



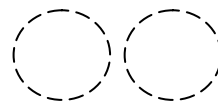
仲介業者 市 町



(注：仲介業者が支払い担当企業の場合は丙と同じ企業となる)

敷金物件用

賃貸借契約書



貸主 (以下「甲」という。) 借主 (以下「乙」という。) 及び (以下「丙」という。) は、次のとおり下記物件 (以下「物件」という。) の賃貸借等の契約 (以下「この契約」という。) を締結する。

なお、丙は大阪府 (以下「府」という。) と、大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約 (以下「特定事業契約」という。) を締結しており、特定事業契約に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する。

物件の表示	所在地 (住所)	
	名称	
	部屋タイプ	

(契約の目的)

第1条 乙は、物件を、府が特定事業契約に基づき発注・建設する大阪府営苅田住宅の建替住宅 (以下「建替住宅」という。) に入居することが可能となるまでの間、自らの居住の用に供するため使用し、その間、丙が物件の賃料の一部等を負担することにより乙の建替住宅への移転を支援することを目的とする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日 (毎月1日を原則とする) から開始し、平成 年 月 日 (建替住宅の入居開始日をいれる) から1か月以内で、第12条第2項の乙からの契約解除通知により終了する。

ただし、建設工事の遅延等により賃貸借期間を延長する必要がある、丙が期間満了の2か月前までに甲及び乙に通知した場合、甲と乙は、期間満了の翌日から更に6か月間同一の条件をもってこの契約を更新することに同意する。

2 前項の賃貸借期間中に特定事業契約が終了した場合、丙は甲及び乙に通知の上、この契約上の丙の地位をすみやかに府に承継させるものとし、甲及び乙はこれを了承する。

(賃料等)

第3条 物件の賃料は、月額 金 , 円とする。

なお、契約開始日又は終了日が月途中の場合の当該月の賃料は、当該月の日割り計算した額とする。

2 前項の賃料のうち、乙は金 , 円の支払い義務を負い、その余の金 , 円については丙が、免責的に債務を引き受けて支払う。

ただし、建替住宅への入居に伴い物件を退去する月の賃料は、丙が、全額免責的に債務を引き受けて支払う。

3 乙及び丙は、甲の請求により、契約開始月については、請求後30日以内に、それ以降の月については、前月末日 (金融機関の休業日の場合は、次の営業日。) までに、前項に定めるそれぞれの債務額を甲に支払う。

4 この契約において丙の負担する債務は、第2項の丙が免責的に債務を引き受けた額、第4条の敷金及び第6条の仲介手数料に限られ、乙は、これらを除くその余の費用を全て負担する。

5 乙が、第3項に定める期日までに債務額を甲に支払わなかった場合、甲は丙に速やかに報告を行う。

(敷金)

第4条 物件の敷金は、金 , 円とする。

2 丙は、前項の敷金支払債務を免責的に引き受け、甲の請求により、請求後30日以内に甲に支払う。

(敷金の返還)

第5条 甲は、この契約が事由を問わず終了し、乙が物件を明け渡したとき、丙の指定する期限までに、敷金の全額を丙に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する乙の賃料負担額または第10条第3項の損害金について、甲が請求しても乙が支払わない場合、甲はその旨を乙及び丙に通知した上で、敷金返還金からその額を控除することができる。

3 敷金返還金から前項に定める控除がなされた場合、丙は当該控除額を乙に請求し、乙は丙に対しその額を速やかに支払わなければならない。

(仲介手数料)

第6条 乙の負担すべき仲介手数料は、金 , 円とする。

2 乙は、前項の仲介手数料支払債務を免れる。

3 丙は、乙から仲介手数料の債務を免責的に引き受け、 円を仲介業者 の請求により、請求後速やかに仲介業者に支払う。

(注：丙と仲介業者が同一企業の場合は本項を削除する。)

(敷金と賃料の相殺)

第7条 物件について、競売開始決定(公売における公売公告を含む。)があった場合、競売開始決定以降の丙の甲に対する賃料負担部分の支払債務と甲の負担する敷金返還債務は、何らの意思表示を要せず、当然に、毎月の賃料支払期日に対当額で消滅するものとする。

2 前項の規定は、甲が破産手続開始決定、再生手続開始決定又は会社更生手続開始決定を受けた場合について準用する。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は、物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、使用貸借又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、物件に府の承認を得た同居者以外の者を居住させてはならず、甲は府の承認を得た同居者の居住について同意する。

4 乙は、物件の使用に当たり、1か月以上継続して物件を留守にする場合には、甲及び丙に通知しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止)

第9条 甲は、この契約にあたり知り得た一切の事項を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(善管注意義務及び破損時の費用負担)

第10条 乙は、物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理する。

2 乙の責めによらない損耗により、本物件がその使用に支障を生じたとき及び次の入居者を確保するための化粧直し等をする必要が生じたときは、甲がその修理を行う。ただし、以下の損耗又は次の入居者を確保するための化粧直し等についての費用については、甲は丙と協議することができる。

(1) テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ

(2) ポスターや絵画の跡(クロスの変色)

(3) クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)

(4) たばこのヤニ(クリーニングで除去できる程度のヤニ)

(5) 畳の裏返し、表替え(特に破損等していないが、次の入居者確保のために行うもの)

(6) フローリングワックスがけ

(7) 全体のハウスクリーニング(賃借人が通常の清掃を実施している場合)

(8) 消毒(台所・トイレ)

(9) 障子・ふすまの張替え

3 前項による損耗を除き、乙が故意又は過失により物件を毀損した場合は、甲と乙は、その箇所・範囲及びその原状回復に代わる損害金の額について協議するものとし、協議が整った場合は、その内容を文書にして交わすものとする。

4 前項の協議が整った場合、乙は、乙の費用負担により原状に復するか、甲に対し損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第11条 甲は、物件の防火、物件の構造の保全その他の物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、物件内に立ち入ることができる。

4 前項の規定は、丙が、甲の要請で物件内に立ち入る必要が生じた場合において準用する。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は丙が第3条第2項に定める各負担額の支払いを遅れ、各自の滞納額が各自の負担額の2か月分に達したとき。ただし、本条第3項の場合は、乙が第3条第1項の賃料の支払いを遅れ、滞納額が2か月分に達したときとする。

(2) その他この契約に違反したとき。

2 乙は、自己の都合又は第3項の規定による建替住宅への入居が可能となったことにより、この契約を解除する必要がある場合は、解除しようとする日の1か月前までに甲及び丙に通知するか、解除申し入れの日から第3条第1項の1か月分の賃料全額を甲に支払うとともに丙に通知することにより、この契約を解除することができる。

3 丙は、建替住宅への乙の入居可能な日が決定した場合は、入居可能日から1か月の期間内に建替住宅へ入居するよう乙に対し通知を行う。当該期間内に乙がこの契約を解除して物件を明け渡さなかった場合、当該期間経過後は、丙はこの契約上負担する一切の債務を免れ、乙は甲に対し、第3条第1項の賃料全額を支払うとともに、第4条の敷金免除の措置も失効し、保証金の預託義務を負う。乙がこれらの義務を履行できない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(明渡し)

第13条 乙は、この契約が事由を問わず終了したときは、この契約の終了日までに、物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、第10条第2項の損耗を除き、物件を原状に復さなければならない。

(管轄合意)

第14条 甲乙丙は、この契約に係る紛争については、乙の住所地を管轄とする裁判所で行うことに合意する。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙仲介業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市 町



乙 市 町
府 営 第 住 宅 第 号



丙 市 町

(支 払 い 担 当 企 業 名)



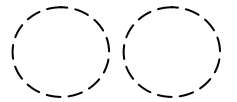
仲 介 業 者 市 町



(注 : 仲 介 業 者 が 支 払 い 担 当 企 業 の 場 合 は 丙 と 同 じ 企 業 と な る)

保証金物件用

賃貸借契約書



貸主 (以下「甲」という。) 借主 (以下「乙」という。) は、次のとおり下記物件 (以下「物件」という。) の賃貸借等の契約 (以下「この契約」という。) を締結する。

なお、甲は大阪府 (以下「府」という。) と、大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約 (以下「特定事業契約」という。) を締結しており、特定事業契約に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する。

物件の表示	所在地 (住所)	
	名称	
	部屋タイプ	

(契約の目的)

第1条 乙は、物件を、府が特定事業契約に基づき発注・建設する大阪府営苅田住宅の建替住宅 (以下「建替住宅」という。) に入居することが可能となるまでの間、自らの居住の用に供するため使用し、その間、甲が物件の賃料の一部等を免除することにより乙の建替住宅への移転を支援することを目的とする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日 (毎月1日を原則とする) から開始し、平成 年 月 日 (建替住宅の入居開始日をいれる) から1か月以内で、第12条第2項の乙からの契約解除通知により終了する。

ただし、建設工事の遅延等により賃貸借期間を延長する必要がある、甲 (特定事業契約終了後は、府) が期間満了の2か月前までに乙に通知した場合、甲と乙は、期間満了の翌日から更に6か月間同一の条件をもって更新する。

2 前項の賃貸借期間中に特定事業契約が終了した場合、府は、甲の請求により、請求後30日以内に第4条の保証金を甲に支払うとともに、以後、賃貸借契約終了までの間、第3条第2項の乙が支払い義務の免除を受けた賃料を第3条第3項に定める方法により支払うものとする。

(賃料等)

第3条 物件の賃料は、月額 金 , 円とする。

なお、契約開始日又は終了日が月途中の場合の当該月の賃料は、当該月の日割り計算した額とする。

2 前項の賃料のうち、乙は金 , 円の支払い義務を負い、その余の金 , については、支払いを免れる。

ただし、建替住宅への入居に伴い物件を退去する月の賃料は、乙は支払いを免れる。

3 乙は、甲の請求により、契約開始月については、請求後30日以内に、それ以降の月については、前月末日 (金融機関の休業日の場合は、次の営業日。) までに、前項に定める債務額を甲に支払う。

4 乙は、物件の賃料と第2項の乙の支払い義務を負う額の差額 (以下「差額家賃」という。) 第4条の保証金及び第5条の仲介手数料を除くその余の費用を全て負担する。

(保証金)

第4条 物件の保証金は、金 , 円、敷き引きは金 , 円とする。

2 乙は、前項の保証金支払債務を免れる。

(保証金の返還)

第5条 乙または府が保証金を支払っている場合において、甲は、この契約が事由を問わず終了し、乙が物件を明け渡したとき、保証金を支払った者に対し、その指定する期限までに、保証金の内、敷き引き金 円を差し引いた額(以下「保証金返還金」という。) 金 円を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する乙の賃料負担額または第10条第3項の損害金について、甲が請求しても乙が支払わない場合、甲はその旨を乙(府が保証金を支払ったときには府に対しても)に通知した上で、保証金返還金からその額を控除することができる。

3 府が甲に保証金を支払った場合において、保証金返還金から前項に定める控除がなされた場合、府は当該控除額を乙に請求し、乙は府に対しその額を速やかに支払わなければならない。

(保証金返還金と賃料の相殺)

第6条 乙または府が保証金を支払っている場合において、物件について、競売開始決定(公売における公売公告を含む。)があった場合、競売開始決定以降の乙(保証金を府が支払っている場合には府)の甲に対する賃料負担部分の支払債務と甲の負担する保証金返還金の債務は、何らの意思表示を要せず、当然に、毎月の賃料支払期日に対当額で消滅するものとする。

2 前項の規定は、甲が破産手続開始決定、再生手続開始決定又は会社更生手続開始決定を受けた場合について準用する。

(仲介手数料)

第7条 乙の負担すべき仲介手数料は、 円とする。

2 乙は、前項の仲介手数料支払債務を免れる。

3 甲(注:家主の立場ではなく、支払い担当企業の立場としての事業者)は、乙から仲介手数料の債務を免責的に引き受け、 円を仲介業者 の請求により、速やかに仲介業者 に支払う。

(注:甲と仲介業者が同企業の場合は本条は削除する)

(転貸等の禁止)

第8条 乙は、物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、使用貸借又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、物件に府の承認を得た同居者以外の者を居住させてはならず、甲は府の承諾を得た同居者の居住について同意する。

4 乙は、物件の使用に当たり、1か月以上継続して物件を留守にする場合には、甲に(特定事業契約終了後は、府に対しても)通知しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止)

第9条 甲は、府に対する報告を除き、この契約にあたり知り得た一切の事項を他人に漏らしてはならない。

また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(善管注意義務及び破損時の費用負担)

第10条 乙は、物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理する。

2 乙は、乙の責めによらない損耗により、本物件がその使用に支障を生じたとき及び次の入居者を確保するための化粧直し等をする必要が生じたときは、甲がその修理を行う。

3 前項の損耗を除き、乙が故意又は過失により物件を毀損した場合は、甲と乙は、その箇所・範囲及びその原状回復に代わる損害金の額について協議するものとし、協議が整った場合は、その内容を文書にして交わすものとする。

4 前項の協議が整った場合、乙は、乙の費用負担により原状に復するか、甲に対し損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第11条 甲は、物件の防火、物件の構造の保全その他の物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、物件内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、物件内に立ち入ることができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。なお、特定事業契約終了後は、「乙」を「乙または府」と読み替えて本項を適用する。

- (1) 乙が第3条第2項に定める負担額(ただし、本条第3項の場合は、第3条第1項の賃料)の支払いを遅れ、滞納額が負担額の2か月分に達したとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

2 乙は、自己の都合又は第3項の規定による建替住宅への入居が可能となったことにより、この契約を解除する必要がある場合は、解除しようとする日の1か月前までに甲(特定事業契約終了後は、甲及び府)に通知するか、解除申し入れの日から第3条第1項の1か月分の賃料全額を甲に支払うこと(特定事業契約終了後は、府に対する通知も要する)により、この契約を解除することができる。

3 甲(特定事業契約終了後は、府。以下本項において同じ。)は、建替住宅への乙の入居可能な日が決定した場合は、入居可能日から1か月の期間内に建替住宅へ入居するよう乙に対し通知を行う。当該期間内に乙がこの契約を解除して物件を明け渡さなかった場合、当該期間経過後は、第3条第2項による賃料の一部免除の規定及び第4条による保証金免除の規定は効力を失い、乙は甲に対し、第3条第1項の賃料全額を支払うとともに、保証金を甲の請求により、請求後30日以内に預託しなければならない、かかる期間内に保証金の預託がない場合、甲はこの契約を解除することができる。

(明渡し)

第13条 乙は、この契約が事由を問わず終了したときは、この契約の終了日までに、物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、第10条第2項の損耗を除き、物件を原状に復さなければならない。

(管轄合意)

第14条 甲乙は、この契約に係る紛争については、乙の住所地を管轄とする裁判所で行うことに合意する。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙仲介業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市 町

(担当企業名)



乙 市 町
府 営 第 住 宅 第 号



仲介業者 市 町

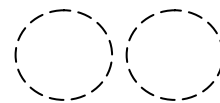
(担当企業名)



(注：甲と仲介業者が同企業の場合は削除する。)

敷金物件用

賃貸借契約書



貸主 (以下「甲」という。) 借主 (以下「乙」という。) は、次のとおり下記物件(以下「物件」という。)の賃貸借等の契約(以下「この契約」という。)を締結する。

なお、甲は大阪府(以下「府」という。)と、大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約(以下「特定事業契約」という。)を締結しており、特定事業契約に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する。

物件の表示	所在地(住所)	
	名称	
	部屋タイプ	

(契約の目的)

第1条 乙は、物件を、府が特定事業契約に基づき発注・建設する大阪府営苅田住宅の建替住宅(以下「建替住宅」という。)に入居することが可能となるまでの間、自らの居住の用に供するため使用する。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成 年 月 日(毎月1日を原則とする)から開始し、平成 年 月 日(建替住宅の入居開始日をいれる)から1か月以内で、第12条第2項の乙からの契約解除通知により終了する。

ただし、建設工事の遅延等により賃貸借期間を延長する必要があり、甲(特定事業契約終了後は、府)が期間満了の2か月前までに乙に通知した場合、甲と乙は、期間満了の翌日から更に6か月間同一の条件をもって更新する。

2 前項の賃貸借期間中に特定事業契約が終了した場合、府は、甲の請求により、請求後30日以内に第4条の敷金を甲に支払うとともに、以後、賃貸借契約終了までの間、第3条第2項の乙が支払い義務の免除を受けた賃料を第3条第3項に定める方法により支払うものとする。

(賃料等)

第3条 物件の賃料は、月額 金 , 円とする。

なお、契約開始日又は終了日が月途中の場合の当該月の賃料は、当該月の日割り計算した額とする。

2 前項の賃料のうち、乙は金 , 円の支払い義務を負い、その余の金 , については、支払いを免れる。

ただし、建替住宅への入居に伴い物件を退去する月の賃料は、乙は支払いを免れる。

3 乙は、甲の請求により、契約開始月については、請求後30日以内に、それ以降の月については、前月末日(金融機関の休業日の場合は、次の営業日。)までに、前項に定める債務額を甲に支払う。

4 乙は、物件の賃料と第2項の乙の支払い義務を負う額の差額(以下「差額家賃」という。)第4条の敷金及び第5条の仲介手数料を除くその余の費用を全て負担する。

(敷金)

第4条 物件の敷金は、金 , 円とする。

2 乙は、前項の敷金支払債務を免れる。

(敷金の返還)

第5条 乙または府が敷金を支払っている場合において、甲は、この契約が事由を問わず終了し、乙が物件を明け渡したとき、敷金を支払った者に対して、その指定する期限までに、敷金の全額を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する乙の賃料負担額または第10条第3項の損害金について、甲が請求しても乙が支払わない場合、甲はその旨を乙(府が敷金を支払ったときには府に対しても)に通知した上で、敷金返還金からその額を控除することができる。

3 府が甲に敷金を支払った場合において、敷金返還金から前項に定める控除がなされた場合、府は当該控除額を乙に請求し、乙は府に対しその額を速やかに支払わなければならない。

(敷金と賃料の相殺)

第6条 乙または府が敷金を支払っている場合において、物件について、競売開始決定(公売における公売公告を含む。)があった場合、競売開始決定以降の乙(敷金を府が支払っている場合には府)の甲に対する賃料負担部分の支払債務と甲の負担する敷金返還債務は、何らの意思表示を要せず、当然に、毎月の賃料支払期日に対当額で消滅するものとする。

2 前項の規定は、甲が破産手続開始決定、再生手続開始決定又は会社更生手続開始決定を受けた場合について準用する。

(仲介手数料)

第7条 乙の負担すべき仲介手数料は、 円とする。

2 乙は、前項の仲介手数料支払債務を免れる。

3 甲(注:家主の立場ではなく、支払い担当企業の立場としての事業者)は、乙から仲介手数料の債務を免責的に引き受け、 円を仲介業者 の請求により、速やかに仲介業者 に支払う。

(注:甲と仲介企業が同企業の場合は本条は削除する)

(転貸等の禁止)

第8条 乙は、物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、使用貸借又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、物件に府の承認を得た同居者以外の者を居住させてはならず、甲は府の承諾を得た同居者の居住について同意する。

4 乙は、物件の使用に当たり、1か月以上継続して物件を留守にする場合には、甲に(特定事業契約終了後は、府に対しても)通知しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止)

第9条 甲は、府に対する報告を除き、この契約にあたり知り得た一切の事項を他人に漏らしてはならない。

また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(善管注意義務及び破損時の費用負担)

第10条 乙は、物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理する。

2 乙は、乙の責めによらない損耗により、本物件がその使用に支障を生じたとき及び次の入居者を確保するための化粧直し等をする必要が生じたときは、甲がその修理を行う。

3 前項による損耗を除き、乙が故意又は過失により物件を毀損した場合は、甲と乙は、その箇所・範囲及びその原状回復に代わる損害金の額について協議するものとし、協議が整った場合は、その内容を文書にして交わすものとする。

4 前項の協議が整った場合、乙は、乙の費用負担により原状に復するか、甲に対し損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第11条 甲は、物件の防火、物件の構造の保全その他の物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、物件内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、物件内に立ち入ることができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。なお、特定事業契約終了後は、「乙」を「乙または府」と読み替えて本項を適用する。

(1) 乙が第3条第2項に定める負担額(ただし、本条第3項の場合は、第3条第1項の賃料)の支払いを遅れ、滞納額が負担額の2か月分に達したとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

2 乙は、自己の都合又は第3項の規定による建替住宅への入居が可能となったことにより、この契約を解除する必要がある場合は、解除しようとする日の1か月前までに甲(特定事業契約終了後は、甲及び府)に通知するか、解除申し入れの日から第3条第1項の1か月分の賃料全額を甲に支払うこと(特定事業契約終了後は、府に対する通知も要する)により、この契約を解除することができる。

3 甲(特定事業契約終了後は、府。以下本項において同じ。)は、建替住宅への乙の入居可能な日が決定した場合は、入居可能日から1か月の期間内に建替住宅へ入居するよう乙に対し通知を行う。当該期間内に乙がこの契約を解除して物件を明け渡さなかった場合、当該期間経過後は、第3条第2項による賃料の一部免除の規定及び第4条による敷金免除の規定は効力を失い、乙は甲に対し、第3条第1項の賃料全額を支払うとともに、敷金を甲の請求により、請求後30日以内に預託しなければならず、かかる期間内に敷金の預託がない場合、甲はこの契約を解除することができる。

(明渡し)

第13条 乙は、この契約が事由を問わず終了したときは、この契約の終了日までに、物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、第10条第2項の損耗を除き、物件を原状に復さなければならない。

(管轄合意)

第14条 甲乙は、この契約に係る紛争については、乙の住所地を管轄とする裁判所で行うことに合意する。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙仲介業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市 町

(担当企業名)



乙 市 町
府 営 第 住 宅 第 号



仲介業者 市 町

(担当企業名)



(注：甲と仲介業者が同企業の場合は削除する。)

仮 移 転 承 諾 書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所 市 町
府営 住宅 第 号

氏 名

印

このたび、私の入居している大阪府営苅田住宅の建て替えに伴い、下記の仮移転期日までに住宅を明渡し、先に提出した「同意書」の仮移転の条件については、下記の内容により行われることを承諾します。

また、府営住宅の明渡し後、残置する私の住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地の共用部分に放置された一切の物品等を含む。）の所有権等一切の権利を放棄します。

なお、私は、大阪府が特定事業契約に基づき発注・建設する大阪府営苅田住宅の建替住宅に入居が決定した場合、（会社名）の指定する日をもって、仮住居を明渡します。

記

1 移 転 期 日 平成 年 月 日

2 移 転 先 仮 移 転 住 宅

3 仮 移 転 料 171,000 円
なお、府は、（会社名）に支払いを行わせるものとします。

4 仮 住 居 等 仮住居の契約は、府の指定する賃貸借契約書により行う。
府は、府の負担する以下の金額の支払、仮移転手続き、賃貸借契約にかかる業務及び建替住宅への入居手続きに関する業務（モデルルームの公開、入居説明会等）を（会社名）に行わせる。
・仲介手数料：家賃の0.525ヶ月分（上限）
・仮住居家賃：仮住居家賃と入居者の従前住宅の最終家賃の差額分
・保証金又は敷金
建替住宅への入居が可能となったにもかかわらず、仮住居からの移転を行わないときは、府及び（会社名）は、以後に発生する仮住居の家賃を負担しない。

府営住宅建替事業仮移転料支払い契約書

大阪府（以下「府」という。）との間に締結した大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、府営苅田住宅の建替事業に伴う仮移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（仮移転料）

第2条 甲は、乙に仮移転料 金171,000円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、仮移転料は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

（仮住居及びその使用期間）

第3条 乙は、次の住宅を仮住居として使用するものとする。

仮住居として使用する 住宅の所在地及び名称	所在地	
	名 称	

（協議事項）

第4条 この契約に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

市 町
府営 住宅 第 号



印

民間借家契約依頼票

府営 住宅第 棟 号 氏名 電話番号

条件にあった物件が見つかりましたら、下記に記入（仲介業者に記入してもらってください）のうえ内容を確認のうえ返信用封筒で返送してください。（FAXでも可）

なお送付後は、民間借家の変更は一切できませんのでよく検討のうえ物件を決めてください。

1 物件の条件（但し、適正な市場価格の物件とする。）

(1) 保証金 円

敷金 円

(2) 敷き引き 円

(3) 家賃（共益費・駐車場代を除いた額） 円

(4) 契約開始月 平成 年 月 1日から

契約開始月は入居者に確認させていただくこともあります。

(5) 仲介手数料 円

2 物件の間取り等

造・階建・DK・約 m²・築年月 S・H 年 月

3 物件の所在地【住居表示】・名称等

住所

名称・部屋番号

4 物件の貸主【契約書の甲欄に記載されるもの・法人の場合は、商業登記の住所】

住所

氏名〔法人名〕

〔法人の場合は代表者職名・氏名 〕

代表者職名 例：代表取締役・代表取締役社長等 確認してください。

電話 - -

5 仲介業者【宅建免許番号 〕

住所

屋号

電話 - - 担当者

担当者氏名

連絡先

契約開始日は毎月1日を原則とする。

仮移転料請求書

平成 年 月 日

様

住所 (移転先住所を記入)

氏名

印

金 1 7 1 , 0 0 0 円

下記住宅からの移転を完了しましたので移転料を請求します。

記

- 1 従前の住宅 府営 住宅 第 号
- 2 移転完了日 平成 年 月 日

府営住宅建替事業仮移転料支払い 契約書の印鑑と照合及び検査済	検査員・氏名	確 認印

仮移転完了・残置物処分調書

(府営住宅の鍵を同封して返送してください。)

1 旧住宅の電気・ガス・水道の閉栓関係について

電気の閉栓 平成 年 月 日に連絡・閉栓済み。

ガスの閉栓 平成 年 月 日に連絡・閉栓済み。

水道の閉栓 平成 年 月 日に連絡・閉栓済み。

2 平成 年 月 日に移転完了**3 残置物処分調書**

燃えるもの		燃えないもの	
物品名	数量	物品名	数量

上記のとおり相違ありません。なお、その他残地物がある場合は、住戸内の物品及び庭樹等の所有権等一切の権利を放棄します。

平成 年 月 日

(旧)府営 住宅 第 号

氏 名 印

電話番号

仮移転料振込口座(登録・変更)申請書

様

氏名	カタカナ													[Stamp Area]
	漢字													

郵便番号				住所コード													
住所名カナ	都道府県			電話番号													
	市区町村																
	町																
	字・丁目																
	番地方書																
住所名漢字	都道府県																
	市区町村																
	町																
	字・丁目																
	番地方書																

金融機関名		銀行												店				
預金種別	1	普通	2	当座	3	その他												
金融機関コード				口座番号														
口座名義人	カタカナ																	
	漢字																	

府営住宅入居申込書

様

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込書を無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申 込 者	現住所		フリガナ
	府営 住宅 第 棟 号		氏名(住宅名義人) 印
	電話() -		
	昼間の 連絡先	名 称 所在地	電話() -

1 世帯構成人員

入 居 者	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	続 柄	勤務先・学校名等
			明・大・昭・平 年 月 日	本 人
		明・大・昭・平 年 月 日		
		明・大・昭・平 年 月 日		
		明・大・昭・平 年 月 日		
		明・大・昭・平 年 月 日		
		明・大・昭・平 年 月 日		

申込添付書類：世帯全員の証明のある住民票を添付してください。

(1人世帯の方も世帯全員の証明のある住民票が必要です。)

2 ご希望の住戸タイプの番号に 印をつけてください。

1 D K 住戸

(世帯人員が1人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が1人以上の世帯))

2 K 住戸

(世帯人員が1人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が1人以上の世帯))

2 D K 住戸

(世帯人員が1人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が1人以上の世帯))

3 D K 住戸

(世帯人員が2人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が2人以上の世帯))

3 L D K 住戸

(世帯人員が4人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が4人以上の世帯))

4 D K 住戸

(世帯人員が5人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が5人以上の世帯))

M A I ハウス 2 D K 住戸

(世帯人員が1人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が1人以上の世帯))

M A I ハウス 3 D K 住戸

(世帯人員が2人以上の世帯(住民票及び入居承認済の人員が2人以上の世帯))

3 駐車を希望しますか。(どちらかの番号に 印をつけてください。)

希望する。

希望しない。

駐車場は、有料です。使用にあたっては、大阪府住宅供給公社の定める条件を満たしていることが必要です。

なお、申込みについては、入居時に直接各管理センターにお手続き願います。

敷金の徴収猶予申請書

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 市 町
府 営 住 宅 第 号

氏 名

印

このたび建替住宅の入居に際して、大阪府営住宅条例に基づき、下記のとおり敷金の徴収猶予を願いたく申請します。

記

- 1 期 間 当分の間
- 2 徴収猶予額 新しく入居する住宅の敷金と建替対象住宅の敷金との差額

本 移 転 承 諾 書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住 所 市 町

氏 名

印

このたび、府営住宅の建替に伴い仮移転している現住戸から、下記の条件で移転することについて承諾します。

なお、自己の都合で移転期日までに現住戸を明け渡さないときは、大阪府及び（会社名）は、移転期日以後に発生する現住戸の家賃の負担を一切免れ、私が現住戸の賃貸人に、立退移転期日以降の家賃の全額とその物件の保証金又は敷金を現住戸の賃貸人が指定する日までに支払います。

また、現住戸の家賃の滞納等、私が負担すべき費用を支払わなかったことにより、（事業者名）が賃貸人から返還されるべきその物件の保証金返還金又は敷金が減額された場合には、その額を、（事業者名）が指定する日までに支払います。

記

- 1 移 転 期 日 平成 年 月 日
- 2 移 転 先 府営 住宅
その他の住宅
- 3 本 移 転 料 171,000 円
- 4 従前の住宅 府営 住宅 第 号
- 5 その他 府は、本移転手続きにかかる業務、及び府が負担すべき本移転料の支払い業務を（会社名）に行わせる。

本 移 転 承 諾 書

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 市 町

府 営 住 宅 第 号

氏 名

印

このたび、私の入居している住宅を下記の条件で明渡しすることについて承諾します。
また、府営住宅の明渡し後、残置する私の住宅内の物品及び庭樹等（当該住宅敷地の共用部分に放置された一切の物品等を含む。）の所有権等一切の権利を放棄します。

記

1 移 転 期 日 平成 年 月 日

2 移 転 先 府 営 住 宅

その他の住宅

3 本 移 転 料 171,000 円

なお、府は、（会社名）に支払いを行わせるものとします。

4 その他 府は、本移転手続きにかかる業務、及び府が負担すべき本移転料の支払い業務を（会社名）に行わせる。

府営住宅建替事業本移転料支払い契約書

大阪府（以下「府」という。）との間に締結した大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、本移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（移転料）

第2条 甲は、乙に本移転料 金171,000円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、本移転料は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

（協議事項）

第3条 この契約に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 市 町

印

府営住宅建替事業本移転料支払い契約書

大阪府（以下「府」という。）との間に締結した大阪府営苅田住宅民活プロジェクト特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）に基づき大阪府営苅田住宅の建替に伴う入居者移転支援業務を実施する（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、府営住宅の建替事業に伴う本移転料の支払いに関する契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、府営住宅建替事業の趣旨に従い、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（移転料）

第2条 甲は、乙に本移転料 金171,000円 を、乙の請求があった日から30日以内に支払う。ただし、本移転料は、甲が乙の移転を完了したことを確認した後に支払うものとする。

（協議事項）

第3条 この契約に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 市 町
府営 住宅 第 号



本 移 転 完 了 届

1 仮移転先民間借家の電気・ガス・水道の閉栓について

電気の閉栓 平成 年 月 日に連絡・閉栓済み。

ガスの閉栓 平成 年 月 日に連絡・閉栓済み。

水道の閉栓 平成 年 月 日に連絡・閉栓済み。

2 仮移転先民間借家の明渡し確認について

家主（又は管理会社）の立会いによる明け渡し確認

平成 年 月 日に家主・管理会社の立会いにより確認済み。

平成 年 月 日に鍵を返還済み。

3 平成 年 月 日に移転完了

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

市 町

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

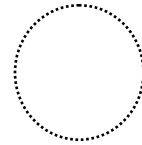
本 移 転 料 請 求 書

平成 年 月 日

様

住 所 市 町

氏 名



印

金 1 7 1 , 0 0 0 円

下記仮住戸からの移転を完了しましたので本移転料を請求します。

記

- 1 従前の住宅 市 町
府 営 住 宅 第 号
- 2 移転完了日 平成 年 月 日
- 3 仮移転住戸 市 町

府営住宅建替事業本移転料支払い 契約書の印鑑と照合及び検査済	検査員 ・ 氏名	確 認 印

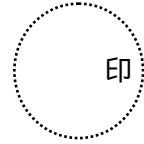
本 移 転 料 請 求 書

平成 年 月 日

様

住 所 市 町
府 営 住 宅 第 号

氏 名



金 1 7 1 , 0 0 0 円

下記住宅からの移転を完了しましたので本移転料を請求します。

記

- 1 従前の住宅 府 営 住 宅 第 号
- 2 移転完了日 平成 年 月 日

府営住宅建替事業本移転料支払い 契約書の印鑑と照合及び検査済	検査員・氏名	確 認 印

住 宅 返 還 届

赤わく内のみ記入してください。
5枚複写ですので強くボールペン
で記入してください。

大阪府知事様

平成 年 月 日

府 営		住 宅 第		棟		号			
フリガナ				代 理 人	フリガナ				
入居者氏名					氏名				
電話 () -					入居者との続柄				
								5枚全部に押印してください。	
平成 年 月 日退去のため住宅の返還をお届けします。									
模 様 替 え (風呂場を含む)			増 築 物 の 処 理			リ ー ス 浴 槽		駐 車 場 契 約	
種 類		面 積		処 理		有 ・ 無		有 ・ 無	

転居先住所 郵便が確実に届く ように記入して下 さい	郵便番号 -		電話 () -		
	フリガナ				
還付金受取り のための口座 (住宅名義人の口座 に限る) いずれかの に 印 を付けてください。	入居中の口座を利用します。				
	右記の口 座を利用 します。	銀 行 信用金庫	支 店	預 金 種 別	口 座 番 号
				普 通 . 1 総 合 . 1 当 座 . 2	口 座 名 義 人
住宅名義人の口座がありません。					

還付金受取りのための口座は退去者のみ記入

連 絡 先 (住所及び氏名)	住 所	フリガナ		氏 名	電 話 () -

- (注) 1. 連絡先は、できるだけ昼間、電話連絡のできる場所(勤務先等)を記入してください。
2. 代理人欄は入居者の死亡等により、代理人が住宅返還届を提出する際に記入してください。このときは、連絡先欄に代理人の連絡先を記入してください。
3. 水道・電気・ガス・電話などの契約解除(閉栓)は、入居者本人がすませてください。

入居開始日	年 月 日	特記事項 記入不要
敷 金 額	円	
修 繕	必要・不要(特募,政策,他)	
補修区分	1, 2, 3, 4, 5	

連絡員
電 話 () -

本移転料振込口座(登録・変更)申請書

様

氏名	カタカナ											
	漢字											

郵便番号		住所コード												
住所名 カタナ	都道府県			電話番号										
	市区町村													
	町													
	字・丁目													
	番地方書													
住所名 漢字	都道府県													
	市区町村													
	町													
	字・丁目													
	番地方書													

金融機関名	銀行										店
預金種別	1	普通	2	当座	3	その他					
金融機関コード					口座番号						
口座名 義人	カタカナ										
	漢字										

入 居 承 認 書

大阪府指令住整第 号

平成 年 月 日

氏 名 _____ (生年月日 _____)

平成 年 月 日 付け 申 込 の 住 宅 の 入 居 に つ い て は 、 下
記 の 条 件 を 付 け て 承 認 し ま す 。

大阪府知事 齊 藤 房 江 

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の名称及び番号 大阪府営 住宅第 棟 号
()
- 3 入居開始日 平成 年 月 日
- 4 家賃(月額) 平成 年 月まで(以降の家賃は別途通知します。) 金 円
- 5 共益費(月額) 平成 年 月まで(以降の共益費は別途通知します。) 金 円
- 6 敷 金 旧住宅の敷金 円を 円
充当し不足額は当分の間猶予する。

7 同居者は、下記の者に限ります。

同居者氏名	生年月日	同居者氏名	生年月日

- 8 入居期間 入居開始日から2週間以内。
- 9 入居期間内に入居しないときは、この承認を取り消すものとします。
- 10 今回承認した同居者の内、氏名の前に*を付した者に対しては、入居者の地位の承継を承認しないものとします。

請 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

入居者 現住所 _____

フリガナ
氏名

印

明大昭平 年 月 日生

保証人 現住所 _____

フリガナ
氏名

印

明大昭平 年 月 日生 続柄()

平成 年 月 日付け大阪府指令住整第 号をもって下記住宅の入居承認を受けましたが、使用については、公営住宅法、同法施行令、同法施行規則、大阪府営住宅条例及び同条例施行規則の規定を堅く守ることを誓約します。また、保証人 _____ は、入居者 _____ がこの請書による義務を履行しないとき、又は責務の履行を怠ったときは、一切これを引き受け、履行することを保証します。

住宅の所在地

住宅の名称及び番号 大阪府営 () 住宅第 棟 号 (階)

入居開始日 平成 年 月 日

家賃(月額) 平成 年 月まで(以降の家賃は別途通知します。) 金 円
 共益費(月額) 平成 年 月まで(以降の共益費は別途通知します。) 金 円
 敷金 旧住宅の敷金 円を 金 円
 充当し不足額は当分の間猶予する。

大阪府使用欄

保証金又は敷金返還証明書

平成 年 月 日

様

貸 主

所在地

商号又は名称

印

物件の表示	所在地（住所）
	名 称
	部屋タイプ
借 主（乙）	住 所
	氏 名

保証金返還金又は敷金	（ A ）	円
控除する金額	（ B ）	円
内 訳		
返 還 額	（ A - B ） （ C ）	円